

## 盛岡城跡公園芝生広場整備事業関係者懇話会設置要綱

〔 令和元年 7 月 30 日  
市 長 決 裁 〕

改正 令和 5 年 3 月 22 日

令和 6 年 3 月 5 日

### （設置）

第 1 盛岡城跡公園芝生広場整備事業（以下「事業」という。）に関し、市民や関係団体の意見を  
得るため、盛岡城跡公園芝生広場整備事業関係者懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第 2 懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）事業計画に関し協議すること。
- （2）その他、事業の推進を図るために必要な事項に関し協議すること。

### （組織）

第 3 懇話会は、委員 19 名以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委  
嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）有識者
- （3）関係団体
- （4）市民

2 委員の任期は、事業の実施協定締結の日までとする。ただし、事業の進捗状況等により必要に  
応じ、継続するものとする。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （座長及び副座長）

第 4 懇話会に、座長及び副座長 1 名を置き、委員の互選とする。

2 座長は、懇話会の会務を総理し、懇話会の議長となる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理す  
る。

### （会議）

第 5 懇話会の会議は、市長が招集する。

2 懇話会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 委員の意見に配慮した設計とするため、懇話会が必要と認めるときは、デザイン実務者ワーキ  
ンググループを置くことができる。

4 デザイン実務者ワーキンググループの構成員は、座長が指名する。

### （庶務）

第6 懇話会の庶務は、都市整備部公園みどり課において処理する。

附則

この要綱は、令和元年7月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。